

集会所の利用にあたって

本施設は、「基本的人権を尊重し、人権問題を解決するため人権教育ならびに人権啓発の推進の拠点とする。また、住民の交流の場とする。」として建設されたもので、利用に際して下記の条件を順守いただきますようお願いいたします。

【利用条件】

- 1 利用者は事前に利用団体の登録が必要になります。
- 2 集会所の設置目的から、継続的な活動をお願いします。一時利用については、ご遠慮ください。
- 3 集会所事業の一環として実施される人権講座・研修会に、積極的に参加してください。
- 4 活動内容の一部に、人権問題の解決を目指すための研修会や話し合いなどを取り入れてください。
- 5 営利を目的とした利用や特定の政党・宗教活動のための利用はできません。

【利用の申込方法】

- 1 申込手順
 - (1) 集会所を利用する場合、生涯学習・スポーツ推進課で利用団体登録を済ませてから利用申請手続きをしてください。
 - (2) 受付期間内に仮予約ができます。仮予約をした場合は、利用日の1週間前までに教育委員会生涯学習・スポーツ推進課において利用申請手続きをして下さい。
 - (3) 仮予約をしても利用申請手続きを期限内に行わなかった場合、集会所の利用はできません。
- 2 受付期間
 - (1) 受付期間は、利用日の1ヵ月前から1週間前までです。
 - (2) 利用日の1ヵ月前の日が受付日でない場合（休日、年末年始）はその前日から、1週間前の日が受付日でない場合は、その前日までとなります。
 - (3) 年4回開催される利用団体代表者会議の場において、事前に利用申請ができます。
- 3 受付日及び受付時間
 - (1) 受付時間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までです。
 - (2) 上記の曜日が休日及び年末年始の場合は、受付はできません。

4 申請の取消し及び変更

利用日に集会所を利用しなくなった、又は利用時間が変わった場合は、1週間前までに必ず生涯学習・スポーツ推進課に連絡してください。また、利用申請手続きをしていない仮予約の場合でも必ず連絡してください。

【利用時間の区分】

集会所名（愛称）	利用施設名	利用時間
桶川集会所（ユニティ） 加納集会所（パルレ）	ホール 和 室	午前： 8：00 ～ 12：00
		午後：13：00 ～ 17：00
		夜間：18：00 ～ 22：00

※ 利用時間は、入室から退室までの時間です。その時間内に準備・片付けの時間も含まれます。

※ 金曜日は、集会所事業及び館内清掃のため利用できません。

※ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）は利用できません。

【利用にあたっての心得】

- 1 利用後は清掃や窓の施錠等を行い、備付けの利用報告書に記入してください。
- 2 私物や利用の際に出たごみは、全て持ち帰ってください。
- 3 夜間の駐車場での立ち話、エンジンをかけたままでの駐停車は、周辺住民の方への迷惑となりますので、御遠慮ください。
- 4 集会所内での飲食はご遠慮ください。
- 5 各団体の活動に関するポスター・チラシの掲示等をご遠慮ください。

桶川市教育委員会生涯学習・スポーツ推進課 電話 048（788）4970